

平成23年第2回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成23年6月10日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	7番	高橋一男君
2番	花嶋美清雄君	8番	井原正光君
3番	船川京子君	9番	今井利和君
4番	高木博文君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	坂本隆雄君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	鈴木弘一君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成23年6月10日(金曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第2 議案第38号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第39号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第40号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第41号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第6 議案第42号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第7 議案第44号 利根町災害見舞金支給の特例に関する条例
日程第8 議案第45号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第3号)
日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号
日程第2 議案第38号
日程第3 議案第39号
追加日程第1 農産物直売所開設のあり方の再検討を求める動議
日程第4 議案第40号
日程第5 議案第41号
日程第6 議案第42号
日程第7 議案第44号
日程第8 議案第45号
日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
-

午前10時27分開議

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、議案第38号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議案第39号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 農産物直売所のあり方について再検討を求める決議を提案いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君から提出されましたただいまの動議は、所定の賛成者がいますので成立いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前11時07分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま11番白旗 修君から、農産物直売所開設のあり方の再検討を求める動議が提出されました。この動議に所定の賛成者がいますので、成立いたしました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることは可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 追加日程第1、農産物直売所開設のあり方の再検討を求める動議についてを議題といたします。

説明を求めます。

利根町議会議員白旗 修君。

11番（白旗 修君） 農産物直売所のあり方の再検討を求める動議についてご説明いたします。

まず、提案理由を申し上げます。

利根町土地利用推進協議会の平成22年度末最終報告書、学校跡地等利活用計画書の記述によりますと、農産物直売所の立地は旧利根中跡地を前提につくられております。この報告書では、同協議会で激しく議論された立地の見直し論が欠落しております。このような重要な記述の欠落は不問に付すべきではありません。我々は今後の議論がこれまでの議論を基礎に行われることを確実にするために、この動議を提出いたします。

次に、動議の内容について申し上げます。

農産物直売所開設のあり方の再検討を求める動議

これまでの農産物直売所新設案の検討は、旧利根中跡地利用を前提として進められてきました。しかし、同地の利用については、立地が極めてよくない、先行投資がかかり過ぎる、収益を上げる見通しが立たない、農協の協力が得られない等々の理由で反対する意見が極めて根強く存在しております。我々は、農産物直売所の検討は町有土地利用問題の枠内に限定することなく、広く町の産業の振興策の一環として検討すべきものであると考えます。

すなわち、農業、商工業、観光業のあり方を総合的に検討し、どう町を活性化するかを視点の中で農産物直売所のあり方や立地を検討すべきものと考えております。我々は、この観点から農産物直売所の立地に旧利根中跡地を利用する案は白紙に戻して、今後検討することを強く要望します。

以上、決議します。

平成23年6月10日

茨城県北相馬郡利根町議会

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本動議に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 反対討論、ありませんか。

討論を打ち切ります。

10番（若泉昌寿君） それは賛成からじゃなく、反対から言わなければ。

反対から言って。

議長（五十嵐辰雄君） 失礼しました。

反対討論。

賛成討論。

10番（若泉昌寿君） 反対討論って言って手を挙げなかったのだから、これで賛成が多いんだからいいんだよ、それで。

議長（五十嵐辰雄君） 討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、農産物直売所開設のあり方の再検討を求める動議についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本動議を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、本動議は可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議案第40号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） それでは、二、三、お尋ねしたいと思います。

まず歳出の方で、総務費の財産管理費、この前ちょっと説明は受けたのですが、再度詳しくお願いしたいと思います。

財産管理費の町有財産管理費、立木の4153番地、町有地測量委託ということですが、場所がわかりませんので、場所と、測量業務委託、その後はどのような方向でこの町有地をやっていくのかをお伺いしたいと思います。

それと、その下の民生費、社会福祉総務費、災害見舞金等事業ということですが5,950万円、これに対して大体何人分くらいなのか、それで1人の金額をお伺いしたいと思います。

さらに、11ページの利根町義務教育施設整備基金積立金ですが、説明は受けたのですが、これはあれですね、旧利根中と旧布川小学校の校舎の売却の中の積み立てだと思わずけれども、これはなぜこの積み立てをしなければいけないのか、そして、あとどのような目的で使われていくのかお伺いしたいと思います。

それと、その下の公共土木施設災害復旧事業、工事費として1億200万円、たしか利根ニュータウンという説明を受けたと思いますけれども、利根ニュータウンの液状化で災害を受けた場所かなとは思いますが、内容を詳しくお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、まず9ページの総務管理費、目5財産管理費の町有地測量業務委託についてお答え申し上げます。

場所ということですが、場所は、利根地区基盤整備事業で創設換地をしていただきました6.3ヘクタール、今のストックヤードになっている土地でございます。

その土地ですが、現状の土地の形状と地籍図の形状が異なっておりまして、現状は、地籍図で申しますと全体が1筆になっているのですが、現状は西側の方に道路とか農地として隣接の方が使っているような農地もございます、現状と違っておりません。それを測量いたしまして分筆をしまして、形状を整えて、その後、その利活用を進めていきたいということでございます。

次に、11ページの款11諸支出金、目5の利根町義務教育施設整備基金費についてでございますが、これは旧利根中学校と旧布川小学校の建物の売払いで収入がございました。先般もご説明申し上げましたが、建物の財産を処分するに当たって、国の公立学校施設整備費補助金という補助金をいただいて整備をいたしました。その関係で、財産処分をするに当たっては、文部科学大臣の承認を得なければならないというようなことでございます。その承認を得て財産処分をする条件として、まだ補助金の残存期間がありますので、国への返還金が生じます。

今は全国各地で、子供が少なくなった関係で学校が閉校になっておりまして、従前はそれを国の方に返還しておったのですが、今は返還する金額、国庫補助金について町内の学校施設整備に使うために基金に積んでくださいと。そして町内の学校整備に使ってくださいという条件がございます。返還しなければならない相当額以上を積みなさいということですので、今回1,260万円を義務教育施設整備基金の方に積み立てをいたしまして、今後、義務教育の施設整備に活用していくということになります。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、災害援護資金貸付金についてお答えいたします。

これは、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の第13条第2号に該当するものでございますが、世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合ということでございまして、住居が半壊した場合170万円、これを10件見込んでおります。次に、住居が全壊した場合250万円、これも10件ほど見込んでおります。それと住居の全体が滅失し、もしくは流出し、またはこれと同等と認められる特別の事情があった場合350万円、この件数を5件、トータルで5,950万円ということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 若泉議員の公共土木施設災害復旧工事1億円、これの内訳でございますけれども、ニュータウンのみではございません。おおよそ布川地区として約7,000万円、文地区として1,000万円、文間地区1,000万円、東文間地区1,000万円ということでございまして、これはざっくりな数字なのですが、これからまだまだふえています。また足りない場合は9月の補正というところで、とりあえず9月まではこれぐらいの金額で足りるかなというようなところの数字でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 立木地区のことはよくわかりました。

それと、次の民生費ですが、今の説明ですと半壊が170万円10件、全壊が250万円10件を見込んでいて、その後、住宅が流出とか何とかで5件見込んでいますということですが、利根町には該当者がいないのかなと思うのですが、その点一つお願いします。

それと、利根町義務教育施設整備金、これもわかりました。

あと、公共土木、これは主に道路になるのかしら、その点だけ一つお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） 350万円の件でございますが、これは住居を壊して建てかえた場合、特別に認める場合350万円ということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 続きまして、都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） そうです、道路です。道路が主というか、道路には附帯しているいろいろなものがありますけれども、細かく言うといろいろな付随したのものがありますけれども、主に道路でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 1点だけお聞きしたいのですが、寄附金ですね、小学校費寄附金、これは東京書籍から寄附をいただいているという説明をお聞きしましたけれども、何か目的、用途指定などはあったのでしょうか。内訳を見ると災害普及費の方にも使われているような形跡があるのですが、その辺ちょっとご説明をいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 寄附金でございますが、目4の教育費寄附金につきましては、東京書籍株式会社様から寄附をいただいたものでございます。先方の方から、学校

の体育館等の修理に使ってほしいということで申し出がございまして、予算措置をさせていただきます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 先ほど若泉議員が触れたところなのですが、ちょっとまだ僕は理解できないのでもう一度お伺いします。

9ページですけれども、総務費、財産管理費で町有財産管理、委託費で町有地測量業務委託で496万円が予算措置されていますね。先ほどの秋山課長の説明だと、実際と図面の形状が異なるため、また、隣接している農家がそこに農地があるとか、それで分筆をしているとか、何かいろいろな説明があったので、それをよく理解できないのですが。測量をし直して新たに図面をつくるために、このお金を出したということなのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

現在、この土地につきましては、町有地ということで地籍図は1筆ででき上がっております。全体としては約6万3,500平米ほどあるのですけれども、現状の構図と現況が異なっております。全体が町有地であるのですけれども、不整形になっております。土地として活用する上で不整形では活用できませんので、また、整形にして取り扱うにしても面積の確定がされておりませんので、売るにしても貸すにしても利活用が現在できないような状況でございますので、まず測量をいたしまして、整形と言ってもできるだけ四角い形で整えて面積を確定したいということで、角のように出ているところがあるんです。四角でこっち側に角みたいに出ている部分があって、それを分筆して四角にとりあえずしたいと。こちらはそういう形ですれば面積が確定しますので、今後利活用も可能になるということでございます。

角のような部分で不整形の部分については、今、隣接地には農家の方がいますので、農家の方と話し合いをしていきたいなと思っております。そういうことです。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 大体言うことはわかったのですけれども、何でこの496万円もかかるのかなと思って、測量にしてはよたら高いし、測量した結果、整形したのですか。土地をきちっと売りやすく利活用しやすい正しい形というか、正方形になるべく近づきたい、それはよくわかります。しかし、何でこの496万円もかかるのか、その辺がまだ理解できない。

それからもう1点、角のように生えているところというのを分断して、そこで隣接する農家の方と話し合いをやると。これは、その土地を譲るので買っていただけないかと、具体的にはそういうお話ですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 改めてお答え申し上げます。

まず、角のような形になっている部分ですけれども、面積は1筆になっていまして、全体1筆で面積が6万3,500平米になっていますので、それをまず確定しませんが、処分も何もできないということで、そういうことで確定させて、将来は処分したいと思っております。

角の部分ですね、整形になった部分は、今後利活用が高められますので、町有地の利活用を高めていきたいということでございます。

金額につきましては、面積が広ろうございますので、見積もりをとりまして、一番安い単価のところを採用させていただいたものがこの金額になります。もちろん委託する場合は入札でやるということになります。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） まだ、何かしっくりこないのね。

この測量というのが、僕は素人だから全くわからないのだけれども、ある一定の6.3ヘクタールですね、その大きさを例えば上から見て撮ったりとか、地べたの上で測量する、何かのぞいてやっていますよね。あれをやるわけですよね。飛行機は使わないのでしょうか、空からは。そうすると地べたでこうやってやるの。それを何力所か定点、測量点を決めて、角っこかどこなのかよく知りませんが、それでやるとして何でこんなにかかるのかなと思うのですけれども、その辺がわかたらちょっと説明してください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 金額につきましては、面積とか、それから、境界立ち会いの関係とかいろいろございますので、それで先ほど申し上げましたとおり、見積もりをいただいた中の一番最低価格を採用させて計上してございます。

議長（五十嵐辰雄君） 6番坂本啓次君。

6番（坂本啓次君） 今の守谷議員と同じなのですが、角の部分は既にどこかで無断で利用している農家の方がいるという話も聞いたことがあるのですが、そういう場合の話合いとか何かは、企画財政課の方では考えているのですか。

既にあそこを田んぼとして利用していて、実際は町有地なんですよという話になるよね。角の部分のところ、現況を見ると既に田んぼを植えている可能性もあると、これはうちの福木自治会地内でもあったので、そういうことがもしあった場合に、そういう話し合いとか何かした場合は、もめて利活用には支障を来すということはないのかなということで、ちょっとその辺はどういう考えでいるか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） その整形でない部分の土地でございますが、現況農地ということで隣接の方が使っているという状況でございます。

そういうことでございますので、当時、基盤整備をやった時点で、字界で境界を区切って地区内に入れて整備した経過がございまして、その整形の部分のところは土地を持って

いた方は、換地を受けてほかでつくっているということで、そこに町有地を換地していただいて6.3ヘクタールということでございます。本来であれば全部町有地でございますので、立ち退いてもらうというか、使っていただかない方がいいとは思いますが、境界としては線がありますが、畦道があるわけでも何でもありませんので、もともとそういう形で田んぼとして使っていた部分ですので、今までそういうことで活用していただいていたということで、今回、測量をかけて面積が確定したところで、今、耕作している方にもし買っていただけるのであれば、農地でございますのでその方に買っていただきたい。町有地も一部ございまして、それももし欲しいという方がいれば、その方に買っていただきたいなと思っています。

議長（五十嵐辰雄君） 6番坂本啓次君。

6番（坂本啓次君） うまくいけばいいのかなと思いますけれども、この現状、田んぼなども安いし、そういうこともあるから値段の交渉でほとんどただで譲るような形になってしまうのではないかという心配もあるのですけれども、そういう場合は、相手が普通の人だったらいいんだけど、普通でない場合は、現状使っているんだからうちのものだよと、金なんか払えないよとごねるとか、そういうことがある可能性が土地については意外と多いんです、境界線というのは。だから、仮に角の部分も入れてさっき言った面積の大きさなのでしょうから、それは相手は承知しているのですか。今使っている人は、あなたはこれ町有地を使っているのですよということは理解してやっているのですか、その点ちょっと認識をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） その耕作している方は、町有地ということ認識してつくっていらっしゃると聞いております。

6番（坂本啓次君） わかりました。いいです。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 10ページの款の7、8、9に共通しているのですが、職員手当、これ計上されているのは災害関連だけなのでしょうか。職員手当。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それでは、お答えをいたします。

本来であれば、災害復旧費ということで一本化して時間外手当なり組むべきかと思えますけれども、それぞれ復旧作業に当たりまして、学校、道路、各部門のセクションに分かれてまいりますので、便宜上というか、決裁をしやすくするために都市建設課の方50万円、教育委員会の方50万円、あとはそのほかの部署についても、これからその復旧に当たらないければならない時間外も必要になってくる場合も想定しまして、30万円を計上させていただいております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番(白旗 修君) そうしますと、これはそれぞれ時間外単価があると思うのですが、大体これはどれぐらいの時間外の時間が想定されて、単価が幾らなのか。

それから、これは予算と関係ないのですけれども、人事管理の勤労管理の分野に入りませけれども、いわゆるサービス残業というものが実態的にある程度あるのかないのか、ちょっとこの予算とは関係ありませんが、関連でお聞きしたいと思います。

議長(五十嵐辰雄君) 総務課長飯田 修君。

総務課長(飯田 修君) それらの初めに、災害についての時間外について申し上げますけれども、3月11日大震災が発生しまして金曜日でございました。それで町長も本議会の冒頭申し上げたと思いますけれども、職員が11日は全職員、午前1時半まで最低、勤務していただきました。その後、泊まっている職員もいました。次の日、土曜日でございます。翌、日曜日ということで、24時間体制で臨んだわけですけれども、これが本来であれば代休、時間外勤務を支給するべきものとは十分認識しておりますけれども、東北地方の災害地の皆さん、やはり地方公務員という形で、これを果たして時間外を支給して働いているのかということを考えれば、町も被害を受けていますので、その時間外支給はちょっと見合わせてということで庁議等でお諮りしまして、申しわけないのですけれども、職員の方には時間外のその3日間については支給しないということで、ただ代休措置についてはとらせていただきました。町長の許可を得まして、代休措置についてはとらせていただきました。

その後におきましても、朝7時出勤、夜は7時、8時と、一般の職員でも勤務しておりますけれども、一応待機時間ということで支給を控えさせていただいたという経緯はあります。それをサービス残業と判断するのかどうか、ちょっと何とも言えませんけれども、町としては500万円、600万円の時間外勤務はすぐ出てしまいますので、それは職員に泣いていただいたというか、よその被災地を考えれば時間外をもらうと、利根町のこれだけの被害が起きている中で勤務時間外、時間外ですよという請求も私個人としてもできませんし、その辺は職員にご理解をいただいているものと思っております。

単価ですけれども、1人だれだれが幾らで何時間という計算は、はっきり積算してございません。

そのほか、災害時に水道課職員は10日も全職員泊まり込みでやっていたので、その一部については、一般職員についても給水作業ほかに特別に当たった方には時間外として支給した部分はありますけれども、なるべく時間外、その災害に関しては支出してございませんでした。

その支出ですと約150万円程度で、企業会計の方で50万円程度、22年度予算では支出しているかと思っておりますけれども、今後復旧作業について、通常の業務もありますので、そこに加えて復旧作業にかかる人員も少ないところでやっていかなければならない。どうしても時間外、ふだん昼間ですね、現場作業をこの災害に当たってやって、今度通常の仕事を

また夜やる、その逆もありますけれども、どうしても通常の時間外確保の金額ではちょっとやり切れないということで、概算で50万円、50万円、30万円という予算を組ませていただきました。

サービス残業はあるかということですが、大変財政状況が厳しいというのは、職員も重々承知をしておりますので、任意的に残って、つけないという職員も何人かいるのかとも思いますけれども、そのようなことはないと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

11番（白旗 修君） もっと端的にやっていいですか。3回でしたか。

議長（五十嵐辰雄君） 3回です。

白旗議員に申し上げます。3回、質疑が終わりました。

11番（白旗 修君） そうですか。はい。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑ないと認めます。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしとの声がありました。

それでは、議案第40号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議案第41号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第41号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第6、議案第42号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

5番 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 先日の説明で大体の概要はわかったのですが、2ページの220万5,000円、これが放射性物質水質検査委託、業者委託する金額ですね。検体1件当たりが3万1,700円で67検体を調べると。総額220万5,000円を業者に委託するということですが、これは東電による原子力災害の一環なので、東京電力へこの金額すべて請求できると思いますが、これまでそういうさまざまな、例えば野菜にしろ何にしろ土壌にしろ、そういう放射能の測定を業者に委託したものについては、東京電力へ損害賠償を請求することができるので、それはするのでしょうか、したのでしょうか、そこについてお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 水道課長福田 茂君。

水道課長（福田 茂君） それではお答えします。

厚労省の方から4月4日に、今後の水道水中放射性物質濃度のモニタリング指針という指針が出ております。それでこの指針の中では、放射性物質を各事業所でやっていますが、その事業所負担ということになっているのですけれども、茨城県の場合を見ましても、県南水道企業団、それから、この近くでは守谷市等につきましては、茨城県がモニタリングの場所として設定して、県の負担でやっているわけです。

我々小さい事業体は実費でかけると、民間の会社へ依頼してやっていますので、その辺のところは県の方に抗議した経緯はございますけれども、利根町も入れてもらえないということで、受け入れてもらえませんでしたので、その後は東電の方に連絡しまして、東電の方で補償はどうなっておりますかというようなことでお話しましたら、とりあえず今までかかった分を請求として上げてくださいということでしたので、先週かと思いましたが、90数万円請求してございます。それは今までかかった分で支払った分、3月からその時点まで支払ったで、その残りの分、今後も続けていきますので、それについてはまた後で請

求という形になります。出るか出ないかはちょっとわからないのですが、一応その辺はやらせてもらっております。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑はほかにありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第42号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 私は、利根町災害見舞金支給の特例に関する条例案の廃止を求める動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 賛成多数です。

〔「確認してください」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 確認。

賛成の。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま8番井原正光君から、利根町災害見舞金支給の特例に関する条例の案の廃止を求める動議が提出されました。この動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

この日程、この動議を……、はい。

町長（遠山 務君） この議案第44号、今、廃案に対する動議ということでございますが、執行部の議案提出権を侵害するもの、こういうことはあり得ない、直接執行部で議案を提出したのに対しては採決をとるのが当たり前であると、私はそう思うのですけれども、議長、その点、どうでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後 1 時 0 1 分休憩

午後 1 時 3 9 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど 8 番井原正光君から、利根町災害見舞金支給の特例に関する条例の廃止を求める動議が提出されました。私の不徳のいたすところございまして、これは受け付けできませんので、これは錯誤ということで取り扱いたします。大変ご迷惑しました。よろしくお願いいいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第 7、議案第44号 利根町災害見舞金支給の特例に関する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

7 番高橋一男君。

7 番（高橋一男君） それでは、幾つかお尋ねします。

まず、この特例条例の見舞金ですね、これは既に 3 カ月も過ぎているのですよ。それで、今さら 1 万円という見舞金、しかも 6 月 2 日に追加議案として出されているわけです。その辺の 3 カ月過ぎて出された理由ですね、なぜこのようにおくれて、今ごろになって 1 万円の金を出すことになったのか、その辺の経緯をお尋ねします。

それから、これは補正予算として 2,100 万円繰り入れているのですが、例えば 2,100 万円以上の申請がもしあった場合、その場合に新たにまた補正を組み直すという考えなのか、それともこの 2,100 万円で打ち切りなのか、その辺も確認したいのです。

それから、7 月 1 日から 8 月 31 日までの 2 カ月間という期限を切って申請するということについて、これは本当に公平なのかということに対して、ちょっと不公平ではないか、この 2 カ月の期間だけというのは不公平になる可能性もあると。

例えば既に自前で修理してしまったとか、写真も当然撮らなかったとか、あるいは罹災証明もとらずに、自分が例えば大工さんであって自分で材料を買ってきて修理してしまったとか、そういった場合、それと一つの例ですけれども、名前は出せませんが、かわら職人が最近になって亡くなられた方もいるという話を聞いているので、その辺も修理した、場合によっては領収書も、お金をもらえるとわかっていれば領収書とか請求書をちゃんと

持っていただろうけれども、最初から町の執行部としては一部損壊は出ないということをおっしゃっていますので、その辺を、では何も手元にはないものをどう見合わせるんだということをお聞きしたいです。

それから、もう1点、これは今、1,006件の一部損壊がありますけれども、これが仮に議会を通ったとした場合には、これに対して便乗的な申請、こんなことがあってはいけないのですが、こういう場合があった場合、その場合にどういう見分け方、そしてどういう判断をするのかということをお尋ねいたします。

この4点です。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは経緯を申し上げます。

一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、国の基準が緩和されるというような情報も入りましたし、今でも、先ほど大規模損壊から全壊に6件ほど繰り上がったと、そういう問題もありましたし、ここへ来ておおよその予算の枠組みが見えてきたということで、しかも5月24日ですか、茨城県振興協会の方から見舞金が出るという報告を受けましたので、最終的にはきょう正式な見舞金交付決定の通知が来ましたが、私は24日にその情報が入りましたので、そういう関係で予算が厳しい中でも予算のめどが立ったということをご理解いただければいいと思います。

また、2,100万円以上になった場合は、当然平等を期すために、これは追加補正を組みます。

それと、2カ月間に区切ったことに対して、不公平ではないかということですが、初めは範囲の中で1カ月ということもありましたけれども、人それぞれいろいろな事情がありますので、2カ月に延ばしたという経緯があります。

それと、既に直してしまった方、これは領収書等は、写真は撮ってなくても当然業者に頼めば領収書等は取り寄せがききますので、その領収書と、領収書を見ても判断がつかない、これが実際に災害でなったものかどうか判断がつかない、それと自分が職人さん、また器用であって自分が直したというものについて、そういうものについては役場の職員が現場に行って確認をする、その上で支給をするということをご理解をいただきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） ただいま町長が答弁しましたとおり、なぜ今の時期かということですが、利根町災害見舞金等支給条例によりまして、半壊以上の大きな被害を受けている方につきまして最優先をして対処していったということですが、ここに来て、その方たちも大体申請の方も大分終わっているということで、この一部損壊の方についての見舞いをどうしようかということで決定したことでございます。

それから、期間につきましては、先ほど町長も言いましたように、おおむね2カ月間で

大体の方は申請できるのではないかとということでございます。

それと、確認につきましても、見積書、領収書、あと罹災証明書をもらっている方等につきましては台帳等もございますので、そちらで確認して、何も無いという方につきましては、町の方の職員が行って確認をするということで対処していきたいと考えております。

それから、この便乗ということでございますが、これは住民の方のモラルに頼るしかないのかなということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） この1万円の見舞金ですね、これも要するに周りの状況を伺った上で、それで利根町も出そうというぐらいの感覚で出したんじゃないかなと、私はそう解釈しています。

そして、私がこの件に関してできる限り、1万円と言わずに一律10万円ぐらい出しなさいということを既に災害直後、直後と言っても2カ月ぐらい前ですね、総務課長に、私行って話しましたよね。その辺の話も、私が言ったことを詳しく教えてください。聞いていますよね、わかっていますね。

それから、予算については追加するということですが、この7月1日から8月31日までの2カ月間ということ限定したということ、これはこれでいいとしても、例えば今、領収書があればとか、見積書があればとか、何も無い人って結構いるんですよ。なぜかという、当初一部損壊は一銭も出ませんということをやっていたので、例えばあの時点で、早い時点で一部損壊に関しては今検討中ですか、町で協議している段階で何とも言えませんと言うとか、あるいはとりあえず被害を受けた方は罹災証明書だけとっておいた方がいいですよとか、そういうニュアンスで言うのだったら、多少みんな直した後も保管したり何かしていると思います。ところが、そういう人がかなりいるんですよ。出ないんだったらすぐ直すと、保険も入っていない人がいっぱいいるんですよ。そういう自分で直した人がいっぱいいる。

それと、先ほどの現場を確認すると言っていましたけれども、これは役場の職員が確認するのですか。例えば屋根の2階の上まで上がるのですか。その辺も確認したい。かわらの2階に上がらないとわからないはずですよ。それで例えば瓦れきも処理してしまった、かわらへ上がって新築して10年以内の住宅に関しては、恐らくかわらの何枚差しかえたか、その辺まで素人が見てわかるはずないです。それをどう判断するのか、その辺もちょっと聞かせてください。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それではお答えをいたします。

今、高橋議員から質問がありました見舞金を支給したらどうだという話は、高橋議員からお伺いしております。

議会議員の皆さんに3月22日と4月の初めということで、2回ほど私説明に上がって

ますけれども、その中で見舞金制度についても説明させていただきました。半壊については5万円、全壊について10万円ということで検討していますよということで、第1回目の説明に招集されたときには、私、そのように申し上げたかと思えます。

その後、高橋議員が総務課の方へ出向いていただきまして、もっと出してやれと、被害に遭った人に出してやったらどうだ、検討しろよという話は伺っております。

ただその中で、住民から5万円もらえるから役場に行った方がいいよというような話もあったようなのです。それはそういうことではないですよと、それは議会の中でどこから話が出たものなのか定かではありませんけれども、そのような話で住民の方から問い合わせがあった場合もありました。ただ、私、町の方ではそういう説明はしていませんということで、丁寧にお断りをした経緯はございます。

金額については、見舞金について今の段階ではそのとおりですけれども、今町長とも相談していますが、利根町これからどのくらいの被害程度が発生するかわからないので、今のところは考えていませんという、私の判断で高橋議員にお答えした記憶は残っております。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、どうやって判断するかということでございますが、外部、特に屋根等の損壊につきましては、総務課、並びに税務課等で目視ということで調査をしております、台帳等も整備されております。

そういったことで、どうしても何も無い場合には、その台帳も確認しながら確認できるのではないかと考えております。

また、内部等の損壊につきましては、個人で修理してしまったというような方につきましては、その修理した部分等につきまして、写真等撮ってきていただくという方向も考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 大体1万円、たかが1万円ですから、私はどうせ出すんだったら、見舞金ですから、これ修理代ではないのですから、見舞金ですから、被害を受けた直後に素早く町長の判断でできたはずなのです。たかが1万円ですから。

私も一般質問で言いましたよ。3カ月たてば病人は治ってしまうのですよ。病気、入院しているときに行くのが見舞金でしょう、例えて言えば、そのくらい3カ月というのは遅いの、出す時期が、ですから、私はこの件に関して遅いと言うだけであって、基本的にはもっと思い切った利根町として、総務課長の話ではそんなに出したら町破産してしまうというけれども、破産したっていいじゃないの。そのくらいの気持ちで千年に一度の災害なのです。思い切って町債でも発行してやりなさいよ、それが利根町のすばらしいところだと、周りの近隣市町村ができないことをやるんですよ。利根町が。私はそれを期待していたのです。期待して、そして総務課長の方に、そのことで思い切って出してくれと、

特例扱いしてくれと、これだって特例でしょう、特例、この地震の災害も特例なんですよ。ですから、思い切った行政の指導を住民に対してやってもらいたかったなど、これが1万円という、3カ月たったの1万円というのは、私には残念だなということです。

以上、私これで終わります。答弁は結構です。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 私の言わんとすることもほぼ高橋議員と同じなんですが、やはり見舞金を出すのであれば、スピード感を持って、皆さんが一番必要としているときに必要なものをお渡しするというのが大事だろうなど。今、町長の答弁を聞いていたら、国の対応がまだ定かでなかったのと、それから、茨城県の振興協会とか言っていましたが、これ復興協会なのかよくわかりませんが、そこからの支援という話があったということも含めて、特例の見舞金を5月24日に決意して出そうと。予算のめどが大体ついたので、一律1万円ということになったと理解しているのですが、それでよろしいのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えいたします。

利根町の災害見舞金支給条例の中には、きのうも申し上げましたとおり、全壊の見舞金とか、半壊の見舞金というのはいなかったのです。ただ、条例の要綱を追加するには、議会の同意は要らないということでございましたので、それで災害対策本部会議の中で、これだけの被害があるのであるからということで、全壊に対しては10万円の見舞金、半壊に対しては5万円の見舞金、大規模半壊に対しても5万円なのですけれども、それを追加したということなのです。

それで、この件数がどのくらいになるか、スタートではわからなかったわけですね。先ほども申し上げましたとおり、申請した人については大体めどがついたということで、この1万円の見舞金をやることによって、これから見舞金をもらえるのであれば、じゃあ罹災証明書をもらいましょうとか、領収書があるのでとか、そういうものを持ってくる方が大体7割と踏んで、それで2,100万円ということに決定したということでございます。

あくまでも利根町でも、守谷議員も常日ごろ言うように、財政的には、利根町ばかりではございませんが、裕福な財政ではございません。逆に厳しい財政の状況の中で、それときのう議員がおっしゃったように、税収が大変落ち込んでいる。税収については、税収が落ち込んだ分については、普通交付税に算入してバランスをとりますよというようなことがありますけれども、国の方として大変厳しいような状況なので、将来的なことを見据えて、それでは1件1万円、これが利根町の今の財政状況では妥当であろうと、将来のことを考えて、それで1万円と決定した次第でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 僕は今の町長の答弁で、被災者の数がどのくらいになるか、その一部なのか大規模損壊、半壊、全壊と、このきちっとした数字がある程度まとまるまでは

待つしかなかったと、それはそのとおりだなと。

やはり予算が必要になるわけですから、何件ぐらいあるのかということは非常に大事な要件だと思うけれども、惜しむなくはそれがいつごろわかったのか、わかったら即出せるような状態を事前につくっておくと、それがやってほしかったなど。わかってから、ではこれから条例をつくりましょうというのではなくて、事前にその数字が、大体正確な数字がほぼこれで出たぞというめどがつきそうな段階よりもさかのぼって前に条例を変えて特例をつくる。今までなかったからこれをつくったんだと、だったら余計手間暇かかって時間もかかるのだから、事前にそれをスタンバイしていただきたかったというのが1点ですね。

それから、確かに町長がおっしゃるように、利根町の財政は本当に厳しいのですよ。厳しい中から1万円を出すというのも一種の英断かもしれないですね。いただく側にとっては大変ありがたいとは思いますが、実は僕、屋根の修理が必要なところをずっと歩いていろいろ話を聞いていたのです。そして見舞金として今度何か1万円出そうだよという話もしました。そうしたら二通りの反応なのです。三通りといってもいいですけども、全く無関心な人がいました。1万円は、もらっても、もらわなくてもいいやみたいな人、それから、ありがたいという人、それから、えっ1万円、たった1万円なのと、いろいろな反応がある。それは人それぞれの考え方、それから、壊れた状況によって違うでしょう。

僕が聞いたら、屋根だけでも百二、三十万円払った、50万円ぐらいで済んだ、人によって金額が全然違うのですね。保険に入っている、入っていないもあった。

そこで僕は何が言いたいかというと、さっき高橋議員も言ったけれども、学者によって違うけれども、千年に一度とか五百年とか、非常にこれ特別なんですね。特別な大震災なのです。ですから、そういうときには非常時用のものの考え方、平常な普通のときのものの考え方をそのまま持ってくるのではなくて、非常時には非常時の対応の仕方があるだろうなと、必要だろうなと思っているのですね。

それで、できたら、予算的には確かに町長がおっしゃるように、利根町の財政は厳しい、2,100万円出すのも大変、この財政調整基金から取り崩して一般予算に入れて、そこから出すわけです。だから大変苦しい台所事情は僕もよく理解しています。しかし、今回は非常時なんです。こんなことが毎回、毎回起こるわけがないのです。十年に一度も来ないのですよ。そうしたら、そういうときは思い切って対応していただきたい。

僕はべらぼうなことを言っているのではないのです。10万円、5万円と来ているわけですね。全壊で10万円、半壊で5万円、それで一部損壊、今まで出ないと言っていた、でも10万円、5万円ときたら、3万円ぐらいはお出しになったらどうですかというのが、僕はぜひ町長にそのぐらいの、この非常時ですからお願いしたいなと思っているのですよ。もし可能ならば、これを3万円に修正していただけると大変ありがたいと思っているのですが、その辺のお考えはいかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 3万円というと6,300万円ですか、いろいろそろばんをはじいた結果、これが目いっぱいであるということで、ただ、私ごとで申しわけございませんが、私のところも被害に遭って、大体100万円ぐらいかかるということで、先ほど百二、三十万円かかると守谷議員おっしゃっていましたが、大体そのぐらいかかるのですよ。ただ、利根町としてはこれが限界であるということでございます。将来的なことも、予算的な財政的なものも見据えなければなりませんので、それで議員の皆さんは破綻してもいいじゃないかと軽く言いますが、破綻して一番迷惑をこうむるのは住民でありますから……守谷議員はおっしゃっていませんけれども、そういうこともありますので、1万円というのが今の段階では目いっぱいの、申しわけないですけども、これが今の利根町の財政の限界であるをご理解いただければと思います。

議長（五十嵐辰雄君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

これから討論を行います。

まず、反対討論。

11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 私は、多分皆さんとかなり違う理由が入っておりますけれども、この議案に対して反対を唱えます。

一部損壊にも至らない被災者への見舞金支給を目的とするこの案には、次の理由で反対いたします。

1番、町民に対する公平性に欠ける。確かに今回の大震災は未曾有の天災であることは間違いありません。したがって、阪神・淡路大震災を機につくられた被災者生活再建支援法などを適用して被災者の救済復興の支援が進められています。また、それでも救済が不十分なことが判明し、支援の枠を拡大して被災者の救済にも当たっております。

さらに、液状化による被害への救済が不十分だということがわかって、今後も支援の内容は改善が必要になると予想されます。つまり、救済すべき被災者には財政的にも不十分ながらも救済の努力は行われております。しかし、なぜ比較的軽微な損害を受けた被災者に特別の特例的に見舞金を支払おうとするのか。なぜ今回の大地震の被災者のみを特別扱いにするのか、わからない。

これまでも2000年5月に利根町でひょうの害が発生いたしました。あるいはそれ以前にも突風や台風などの損壊を受けた世帯もたくさんあります。過去に地震で損壊を受けた世帯もあります。隣家のもらい火で自分の家が焼けた世帯もあります。自己責任でない災害の被災者は大震災だけではありません。これらの災害で軽微な損害を受けた被災者は、過去には特別の見舞金をもらっておりません。今回の震災の軽微な被災者と、過去の軽微な被災者とどこに違いがあるのでしょうか。

全体の災害規模が大きいからといって、これまで対象としていない被災者、比較的軽微な損害の被災者に見舞金を出すというのは、理論的に説明が付きません。かつ住民に不公平な措置と言わざるを得ません。

2番目の理由、予算の浪費と言わざるを得ません。仮に見舞金を支給した場合、もらった見舞金の使途は自由です。何に使っても、もらった人の自由です。金額が1万円と小額なこともあって、飲食等に消えてしまうことも十分予想されます。多くの住民にとって、1万円の見舞金は町がくれるからもらう、もらうから使うという程度のものであって、一般にはそれほどありがたいものではないと私は思います。住民が望むことは、小額のお金を町からばらまいてもらうことではなくて、震災を機に真に必要な行政サービスをさらに一生懸命やるという姿勢ではないでしょうか。町の貯金、つまり財政調整基金の残高がわずかに5億円で満たない、この財政難の折に、町にとってはかなり多額の2,100万円のお金をそのような使い方が、今言ったような使い方が予想されることに支出するのは、予算の大きなむだ遣いと私は思います。

また、この事業のために費やす職員の労力と人件費も、決して小さくないことをつけ加えておきます。

利根町執行部の特例見舞金支給案を仮に他の自治体に引用すると次のようになります。今回の災害を受けた大きな都市は仙台であります。人口は大ざっぱに約100万人、世帯数は約46万世帯あります。調べたわけではありませんが、ここは激甚災害のあったところですから、半分以上は被災しておいて、被災者生活再建支援法の適用を受けていると推定できます。そして、この法の適用以外の比較的な被災世帯は、仙台の場合は少なくとも10万世帯はあると想定できると思います。

仮にこの10万の仙台の市民の世帯に、軽微な損害しかない世帯に1万円ずつ特例見舞金を支給すると総額は10億円になります。ほとんどが雲散霧消する見舞金の支出を仙台の市議会は承認するでしょうか。私はそれはないと思います。私は、大都市でこのようなばかげた議案は提案もされないと思います。

3番目の理由、ほかに優先すべき課題が山積しております。今、解決すべき課題、処理すべき行政課題は山積しております。災害復旧、防災、福祉、教育、産業振興などあらゆる分野で予算が欲しい、2,100万円をなけなしの財政貯金から取り崩し特例見舞金を支給するよりも、もっと優先度の高い事業に充てるべきではないでしょうか。

私は、このような思慮の浅い議案には断固反対いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、賛成討論です。

4番高木博文君。

4番（高木博文君） 私はこの議案第44号に賛成いたします。

はっきり申し上げて、若干遅きに失したという感はありますけれども、やはり利根町においてトータルで1,106件、そして全壊、大規模半壊、半壊を除いても1,000件を超える一

部損壊があるという実情を見ると、半壊と一部損壊のところでは大した違いはない。ない中でも例え5万円でももらえない、全くもらえないという状況が今まであったわけでございます。それに対して、たとえ1万円でも、もちろんもっともっと軽微な部分もありますけれども、恐らくいかに軽微なところでも修繕したならば1万円以上かかるのは当然だと思います。そういう被災した家族に対し、町がまさにお見舞いですが、お見舞いという形で出すのは、まず最初の事業としては私は当然ではないかと思えます。

私が住んでおりますニュータウン、ここは福祉課長も住んでおるところでありますけれども、液状化被害で非常に多大な被災を受けました。4月上旬に自治会の総会が開かれましたけれども、ここでも自治会が何がしか見舞金を出そうではないかということで、基金積立金から一部それを取り崩してそちらへ回すと、そしてその基準は、町の見舞金の基準を参考にしながら決めていくということになっております。

そのこと等考えてみた場合、やはり町がそういう姿勢を示すことによって、自治会等においてのお見舞いもどこまでを対象にしてやるべきかということでは、これは参考として生かされますので、私はできるだけ早くそれはやってしかるべきではないかと、もちろんこれで十分というわけではありません。だから私は一般質問においても、他自治体の進んだ例を参考にしながら、例えば今回大震災で被災を受けた家屋の修繕等に対して、修繕費助成金を出しているところもあります。もちろん上限を決めてです。例えば30%、金額にしたら10万円とかという上限を決めてのことではありますけれども、見舞金とは別個に具体的にその修繕に要した費用の一部を、それでもってまかなっていくと。

なお、日立市あたりは、住宅リフォーム助成制度の中にこの大震災の被災も対象にするという形で非常に住民に喜ばれておりますし、また、地元建築業者等にも喜ばれております。それらを考えてみた場合、今後なすべきことはいろいろあると思えます。

しかし、もちろん今は財源がありますから、それは私も一般質問でやりましたけれども、引き続きいろいろ質問しながら、現在国の段階でも第一次補正を組んで現在措置しているという状況でありますから、第二次補正が恐らく一次補正の倍以上の額で組まれると。だから、積極的に町から県に要望、意見を上げ、そして県から国に反映させていくことによって不十分なところを今後補っていく、とりあえずは私はこの見舞金をまず住民に渡すことが先ではないか、そうした立場からこれに賛成をしたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、反対討論です。

10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 私は、議案第44号に対しまして反対の立場で討論を行います。

まず、今回の大震災で町長の対応が早いとは言えません。まず、全壊に対しましては10万円、半壊に対しては5万円、一部損壊に対しては1円も出さない、そのようなことは皆さん知っているとおりでございます。

しかしながら、なぜ早いとは言えないかと言いますのは、見舞いというものは、先ほど

高橋議員も言っていましたが、病気とかけがとかで入院した場合、この入院中にお見舞いに行くのが見舞金であって、既に明日で3カ月が過ぎているような、そういう遅過ぎるような時期に見舞金として出すのはいかがなものか、そういう対応が遅い、それをまず私は言いたいと思います。

利根町の場合は、一部損壊に対しましては出しませんでした。しかしながら河内町、龍ヶ崎市は、いち早くこの一部損壊に対しまして1万円の見舞金を出しております。ですから、私、町長のことを疑うわけではありませんが、周りの自治体が出しているから、じゃあうちも出した方がいいのかなと、そのような感じも私の考えとしてはとっております。ですから、何としてもこの見舞金、一部損壊に対しての見舞金ということは、私はどうも納得できないと思います。

今回の統一選挙が4月にありましたが、今回は3月11日被害が起きたので、なかなか選挙活動もできませんでしたが、3月の後半からそれなりに私もいろいろと、この利根町、そういう形で歩きました。そうしますと、上を見ますとかわらが落ちてブルーシートかかかっています。また、壁などが割れた、そういう被害も見受けられます。

私は、大変ですね今回の大震災で大分被害を受けましたね、相手の方は、いや本当に大変だったよ、しかし東北の方たちから見れば、我々利根町の人間はけがはしないし、こういふかわらが落ちた程度、壁にひび割れた程度、そういう程度で済んでいるからまだ我々是我慢できるよと、しかし、東北地方の方は家はなし、また周りの身内の方は亡くなり、そういうことを考えれば、まだ我々利根町の人間はこれでよかったよと、そのようなお話もしてくれました。

ですから、そういうことも考えますと、ただ一部損壊の方たちに結局1万円を渡すのではなく、またもう一つ別な話でございますが、やはり私、その家庭を訪問しまして高齢者2人暮らしの方、また高齢者のひとり暮らしの方、確かに家が壊れています。それで、おれのところは年金で暮らしているんだよ、でも町からは直すお金は出ないし、おれたちはどのようにしてこれから直すのか、恐らく直せないだろうと、でもこういう状況の中で暮らしていくのは本当に不安がいっぱいで困ったと、そういう話もしておりました。

私、そこでつくづく思ったのですが、今回、この一部損壊の方たちの1万円の見舞金ではなく、これを見直して、今言いました高齢者の方とかひとり暮らしの方、家を直したくても、修繕したくてもできないような方たちにも救済をできるような、そういう制度に改めて私はいきたい、してもらいたい。ですから、一部損壊の1万円のみ、そういうことでなく、違う面の、特に高齢者、困っている方たち、そのほかにも困っている方はいっぱいいると思います。かわらが壊れました。しかしながら、また息子さん、旦那さんも働いて何とか直すだけの能力がある方、そういう方たちに1万円もらうのは確かにうれしいです。町からもらえればうれしいです。しかしながら、先ほどからも言いましたように、修理するのは100万円はかかるんだよと、町長も言っていましたね。100万円かかる、そのうちの

1万円もらって、その修繕費の方に、そういう方たちが回すと思いますか。恐らくそれは、先ほども言っていましたけれども、食料品に使うとか、また別の違う買い物に使うとか、そんな程度で、結局その1万円は消えてしまうと思うのです。

ですから、再度言いますけれども、困っている方たちに使えるような、そういう条例を改正してやっていってほしい、そういう意味で今回の44号の議案に対しては反対の立場で討論したわけでございます。

終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、賛成の、6番坂本啓次君。

6番（坂本啓次君） 私は、白旗議員の反対の内容もわかります。でも、やはりこれは見舞金なので、あくまでも若泉議員が言ったような補修とか改善に使ってくださいというわけじゃないから、見舞いなのだから、これは本当に先ほど高木議員が言われたように遅いくらいなんだと思います。だから、私はこれに賛成して一刻も早く見舞いとして形を整えておきたいということで、この件に賛成です。

それと、白旗議員とか何かが言っている内容も本当に確かだと思います。不公平なこともあると思います。でもそれを十分に反省しながら町長も決めたとしますので、今後はこういうことに関して早急にやっていただけたらと思います。私はこの出された議案に対しては大賛成でございます。よろしくお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、反対討論です。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第44号 利根町災害見舞金支給の特例に関する条例を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 動議を提案いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君、動議の内容ですが、お答えください。

8番（井原正光君） ただいま賛成多数で可決されました利根町災害見舞金支給の特例

に関する条例案の廃止を求める動議を提案したいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） ただいま 8 番井原正光君から利根町災害見舞金支給の特例に関する条例の廃止を求める動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

4 番（高木博文君） 議長、これは一部不再議に反するんじゃないでしょうか。確認してください。

同一議会で同じ案に対して、今成立したものを取り消す論議をするというのは、同じことを 2 回論議することになると思うのですけれども、これは県でもはっきり確認してください。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後 2 時 2 5 分休憩

午後 2 時 4 0 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま 8 番井原正光君から利根町災害見舞金支給の……。

8 番（井原正光君） いいよ、議長、改めて動議を出します。

議長（五十嵐辰雄君） 特例に関する条例の廃止を求める動議が提出されました。これは一事不再議の規定により成立いたしません。

以上、報告いたします。

8 番井原正光君。

8 番（井原正光君） 動議を提出するのですけれども、まずはこの今回の定例会、この定例会の会期延長を求める動議を提案したいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 賛成の議員の……。

4 番（高木博文君） 理由を言ってください。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、8 番井原正光君、会期延長の理由を述べてください。

8 番（井原正光君） 声が高くて大変結構ですね。

今定例会は本日をもって終了をいたすわけでございます。閉会となるわけでございますけれども、利根町住民の被害者への的確な救済措置、これはまだ議会として十分議論が尽くされていない。今回の大きなこの大震災でございますから、議会として、議員として住民にどういう手を施すのか、こういう点から、私は新しい視点から利根町の住民の被災者に対する救援あるいは支援、それに関する条例等の制定も含めた中で住民に対して手を差し伸べよという動議でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それから、議長に申し上げますが、新しく議長になられて不手際はわかりますけれども、さっきも動議を私提案二つほど提案いたしましたけれども、議長が受けたのは、これは間違っているとも粛々とそのまま進行すべきが本来の議会のあり方ですから、その後のものはいいですよ。先に私が動議を提案したものの、これは提案権もありますけれども、議長のそういう動議を取り上げたと、その大きな責任とまでは言いませんけれども、それは大きな議事進行につながると私は思っておりますので、一言だけ申し上げておきます。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、この動議を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立少数です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第3とすることは否決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、議案第45号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

8番井原正光君。

8番（井原正光君） 先ほどの条例の中での質疑のやり取りを聞いていたのですけれども、町長が説明の中で国の基準が緩和されるという、そういうことがあったと。また、見舞金の条例の制定、また県の振興協議会から見舞金が出ることになった。そしてまたきょうがその決定されたというお話がされました。

幾らなのか、それをまずお聞きしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

国の基準が緩和されたと、要するに1メートル20センチで6センチということでございまして、それが傾斜と言うのですか、その傾斜の角度が緩和されたということでございまして。それによって大規模半壊から全壊になるケースが、先ほどから申し上げますように、先おとといに大規模半壊から全壊になったということでございます。

それと、県の振興協会の方から、きょう正式な通知が参りまして、2,200万円の見舞金を利根町には送金するというところでございます。6月の14日に振り込むという通知がきょう参りました。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 現在のこの支給の内容を見ますと、財政調整基金からの財源をしておりますね。大変町としてはよかったなと思います。

ただもう一つ気になったのは、先ほどもいろいろな討論を聞いていたのですが、支給することに対して、町長は非常に前向きな言葉が出てこないのですね。この点がどうも気になるのですよ。遅くなったのは遅くなったで、それでいいのですけれども、要綱の改正でよかったとか、最終的には税が伸び悩んでいて財源がないからと。出すなら出す、支給するなら支給するという、そういう説明のみでできないのですか。嫌々ながら何か出すような感じで、総合的に話を聞いていると、出たくないんだけど、1万円も出してあげば、この震災を早く収束したいなと、そういうふうに見えてならないのです。

今後のひとつ説明でははっきり出すなら出すんだと、その説明だけで私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 前向きだから条例改正して予算を組んだということでございますので、言っている意味がちょっとよくわかりません。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論、ありませんね。

賛成討論。

4番高木博文君。

4番（高木博文君） 私は、この45号議案に賛成する立場で討論に参加します。

というのは、一言で簡単なことです。44号のこの条例の中身を裏づける財源がこの補正予算案3号であって、それ以外の何も含まれていないわけですから、44号を実施するためにはこれを通す以外にないわけで、これで賛成いたします。

6番（坂本啓次君） わかっていますから、高木議員から言われるまでもなくわかっていますから大丈夫です。

議長（五十嵐辰雄君） 討論ありませんか。

反対討論。

井原正光君。

8番（井原正光君） せっかく時間がまだあるのでもったいないので。

それでは反対の立場からひとつ討論をしたいと思います。

先ほどから条例、それに引き続いてこの予算という形になったわけですがけれども、この見舞金1万円、これを被災者に支払っても、私は利根町の復興の意味から見ると、本当にほど遠い金額だなと、効果があるのかどうなのかというのは私は非常にわからない、そういうふうに思っております。

まして、被災者の中には高齢者あるいは弱者も大勢います。その方々が一日も早く災害の悪夢からもとの生活に戻っていただくというのが、この見舞金の制度の一つでもあろう

と、予算の制度の一つのあり方でもあろうと私は思っております。

ですから、この支給に当たっては、建築士によるちゃんとした耐震診断を実施した上で、本当にその人がその家に住んでいて危険かどうかを判断した中で、この見舞金の支給についても準じてやるべきだろうなど、そういう立場から今回のこの1万円の見舞金、この予算では到底町の復興の兆しは見えないということで反対をいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 続いて、賛成討論。

5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 私も基本的にはこの45号について賛成なのですが、ただ、先ほども申しましたように、これ見舞金なのです。だから、今、井原議員が言ったのは生活再建支援、そういう目的のお話でした。これは見舞いなので、見舞金としては生活再建支援とはわけが違いますから、とりあえず被災に遭われた皆さん、大変ご苦労されているだろうからという意味のお見舞金なので、それにしても1万円は安いとは思いますが、財政上は1万円しか出せないというのであれば、見舞金の性質上はやむを得ないのかなと、今言った生活再建支援については別途議論すべきで、これとこの中身と一緒にしてごっちゃにしてやるものではなくて、切り離してやるべきで、もし我々がそれを本気で議論するならば、生活再建支援をどうするんだということを議員同士でみんなで今後話し合っていくということは必要だろうと思います。

ですから、そういう意味で分けて考えると、見舞金の支給に関しては、私は先ほど44号を賛成しました。44号はそれの財源の裏づけ、ワンセットなものです。ですから賛成いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、反対討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数で可決しました。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のありましたとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、組合議員から各組合議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、稲敷地方広域市町村圏事務組合議員船川京子さん。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議員（船川京子君） 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会報告をいたします。

平成23年5月23日に平成23年第1回議会臨時会が開催されました。

今回の4月24日の統一選挙におきまして、牛久市、龍ヶ崎市、利根町で議員が改選されました。議長不在のため新たに河内町の大野佳美議員が議長に選出されました。

次に、7,767万5,000円の補正予算が審議されました。主な内容は、今般の東日本大震災による被害に伴う龍ヶ崎消防署2階会議室改修工事、及び河内出張所の救助訓練塔解体撤去工事、また、平成24年度に実施を予定しておりました化学消防ポンプ自動車の購入事業について、今年度に国庫補助金の配分がされたことから、今般整備するものであります。

以上、原案どおり可決されましたので、ご報告いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員今井利和君。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（今井利和君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の議会報告をいたします。

平成23年5月25日、平成23年第1回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会臨時会が開催されまし

た。

選挙第1号 議会議長の選挙について、選挙第2号 議会副議長の選挙について行われました。議会議長には龍ヶ崎市議会議員の山形金也氏、副議長に利根町議会議員の私、今井が推薦されました。

次に、議案第1号は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合監査委員の選任についてであります。監査委員が平成23年5月31日で任期満了となるために行われました。龍ヶ崎市推薦の関口広行氏の再任が承認されました。

議案第2号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合公平委員会委員の選任についてであります。平成23年3月31日付で辞任された前任者の後任として、利根町から推薦の高田義人氏が承認されました。

次に、議会報告第1号は、平成23年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算(第1号)についてであります。繰入金に4市町村分の財政調整基金積立金912万2,000円、歳出については衛生費の旧清掃工場費に同額を計上し、旧工場、新工場の操業差し止め損害賠償等請求について、平成23年4月13日に裁判の確定に伴い慰謝料及び遅延損害金の支払いに対応した予算措置をしたものです。

以上で報告を終わります。

議長(五十嵐辰雄君) 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議員坂本啓次君。

龍ヶ崎地方衛生組合議員(坂本啓次君) それでは、龍ヶ崎地方衛生組合の報告をします。

去る5月26日臨時議会が開かれ、改選となった龍ヶ崎市、牛久市、利根町の新議員を交えて議長選出を行いました。龍ヶ崎市の小野村 節氏が議長に選任されました。

議長(五十嵐辰雄君) 次に、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員高木博文君。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員(高木博文君) 広域連合の方は議会の招集があったのみで、まだ1回も議会が開催されておりませんので、報告する事項はございません。

議長(五十嵐辰雄君) 以上で各組合議員からの発言が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 平成23年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6月3日から本日までの8日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には慎重なご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました案件すべてにつきまして原案のとおり可決、並びにご承認をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会期間中、8日、9日に行われました一問一答による一般質問、そして議

案の審議の過程におきまして、議員の皆様方からいただきました意見やご提言等につきましては、大変貴重なものと真摯に受けとめ、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと、そのように考えております。

なお、一般質問の中の答弁でも申し上げましたが、国や県等への要望事項を取りまとめ、現在、重要課題である災害復旧等に対する財政支援や利根川堤防の本復旧、堤防強化と拡張、それに原発事故の早期収束と安全対策への支援について、一昨日であります、茨城県町村会長あて要望事項を提出し、町村会で取りまとめ国へ要望する運びとなっております。

今後におきましても、引き続き被災に遭われた方々の支援に努めるとともに、情報の収集や適正な情報提供に努めることで、町民の皆様方が今までどおり少しでも元気が取り戻せるよう、鋭意努力してまいりたいと考えております。引き続き町民の皆様方から忌憚のないご意見やご要望をちょうだいしながら、一人一人が尊重される、しかも元気な、そして安心・安全なまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方にはご理解とご協力を切にお願い申し上げ、今定例会閉会に当たり、私からの御礼のあいさつとさせていただきます。

大変 8 日間、ご苦労さまでございました。

〔「議長、特別発言を求めます」と呼ぶ者あり〕

11 番（白旗 修君） だめでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第2回利根町議会定例会を閉会いたします。

なお、次の第3回定例会は、平成23年9月1日木曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 船 川 京 子

署 名 議 員 高 木 博 文